

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
スタンダードチャータードバンク東京支店
日本における代表者 浅井 勇介

所属外国銀行所在地の変更について

当行の外国銀行代理業に係る所属外国銀行である以下につき、令和3年12月6日付にて所在地の変更がございましたので、銀行法第52条の2の9第1項第2号及び銀行法施行規則第34条の2の34第2項の規定により公告いたします。

記

所属外国銀行名： Standard Chartered Bank (Taiwan) Limited
スタンダードチャータード銀行(台湾)リミテッド

新住所：

1F, No.177 & 3F-6F, 17F-19F, No.179, Liaoning Street, Zhongshan Dist. Taipei, 104, Taiwan

旧住所：

1, 2, 4, 7, 9, 10F, No. 168/170 &, 8F, 12F, No.168 & B1, No. 170, Dunhua N. Rd., Songshan Dist. Taipei, 105, Taiwan

以上